

第11回中野区子ども・子育て会議 議事録

【日時】

平成27年3月4日（水） 16:00～18:00

【場所】

区役所 5階 教育委員会室

【出席者】

(1)出席委員 13名（欠席1名）

網野会長、寺田副会長、和泉委員、安藤委員
羽田委員、今井委員、小林委員、青佐委員
田中委員、石田委員、本田委員

(2)区側出席者 2名

子ども教育部長、地域支えあい推進室長

(3)事務局 11名

子ども教育部副参事 4名
地域支えあい推進室副参事 3名
子ども教育経営分野企画財政担当 4名

【会議次第】

(1)開会

(2)議題

- ①中野区子ども・子育て支援事業計画について
- ②子ども・子育て支援新制度における保育料等の考え方（案）
パブリック・コメント手続の実施結果について
- ③子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業の認可
及び利用定員について
- ④その他

(3)閉会

事務局（子ども教育経営担当）

皆様、こんにちは。定刻になりましたので、事務局からご案内を申し上げます。

本日、荒牧委員、鈴木委員、藤田委員におかれましては、所用によりご欠席との連絡をいただいているところでございます。したがって、本日、ご出席の委員は11名となります。委員の過半数を超えておりますので、中野区子ども・子育て会議条例第5条に基づきまして、会議は有効に成立してございます。

また、本日、ジェイコム中野さんからテレビ取材の申し入れをいただいております。先ほど会長・副会長とご相談させていただき、会議の進行に差しさわりのない範囲で取材を許可したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、会議の進行をお願いいたします。

網野会長

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ようやく少し春めいてまいりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。本会議は、数えますともう第11回ということになりますが、おかげさまで子ども・子育て支援事業計画についても、ほぼ固まるころまでできております。

なお、本日の議題はその他を含めて4つでございます。十分にご審議いただきますようお願いいたします。

議題1「中野区子ども・子育て支援事業計画」について

網野会長

議題1の「中野区子ども・子育て支援事業計画」についてですが、これは先般実施しました計画（案）のパブリック・コメント手続の結果を踏まえ、計画として取りまとめたということです。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（子ども教育経営担当）

〈資料1-1～1-3を説明〉

網野会長

ありがとうございました。委員の皆様からご意見・ご質問をいただく前に確認したいのですが、このパブリック・コメントの実施結果は公表されるのでしょうか。

事務局（子ども教育経営担当）

実施結果につきましては、区議会でもご報告させていただきます。また、区ホームページ、すこやか福祉センター等において広く区民の皆様へ公表いたします。

網野会長

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご質問はございますでしょうか。

和泉委員

資料1-2について、項目2のNO.3、4、5あたりのご意見というのは、利用者の方が切実にお感じになっている部分のご意見でしょうし、制度全体に対するご意見という形でも受けとめられるかと思えます。この新しい制度の良さというものの理解をしっかりと深めることで、ある程度こういったご意見というのは解消されていくのかなと感じるのですが、この点はいかがでしょう。

事務局（子ども教育経営担当）

新制度の周知にあたり、例えば、区報において特集を組んだところでございます。また、子ども・子育て支援事業計画の冊子だけでなく、概要版リーフレットの作成も検討しております。

大きな制度変更でございますので、いろいろな機会を通じて、区民の方にとって分かりやすく新制度の周知・PRを行っていく必要があると考えてございます。

網野会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

羽田委員

資料1-2の項目1のNO.3ですが、虐待については、以前、田中委員から地域の民生委員にも通報があったお家とか要保護の家庭についての情報を送っていただければ、個別に訪問はもちろんしないけれども、それとなく心配りができて、何かのときに援助できるのではないかという具体的なお話もございました。

これについては、個人のプライベートな問題でもあり、非常に難しいというものもあるかもしれませんが、虐待を防いでいくためにも、広い視野で考えることができれば良いなと思えます。

それから、項目2に関連してですが、私の保育園でも兄弟であっても入れないなど、やはり待機になってしまう子どもがたくさんいて、今回の意見にもさまざまな形でそういう方の声が出ていると思います。

計画の中には待機児童を解消するために確保する定員数が挙がっていますが、言葉にすると「豊かな保育内容」や「様々なニーズに対応できる施設を整備する」となってしまいます。項目2のNO.1のご意見にもありますが、例えば認可園を鷺宮付近に整備するなど、具体的な方策をもう少し出してほしいなと思います。

事務局（子育て支援担当）

初めに私のほうから、虐待の対応について、お答えいたします。

虐待対応につきましては、虐待と認定されるもののほかに、養育支援や日常的な見守り支援といったような対応も実施してございます。そのため、個別ケース会議などを開催し、関係機関、地域におけます主任児童委員の方などにも見守りをお願いするなど、連携して対応をしているところでございます。

事務局（中部すこやか福祉センター 地域ケア担当）

虐待につながったケースとしては、乳幼児健診を受診せずに居所不明のまま放置されていたということが、全国的にも問題になったところでございます。

区では、乳幼児健診未受診の方に対しましては、早めに訪問をしたり、あるいは関係機関と情報を共有するなどスムーズな状況把握に努め、虐待を未然に防止していく考えでございます。

事務局（幼児施策整備担当）

私のほうからは、保育施設等の待機児対策の具体的な取組みということでお答えをさせていただきますと思います。

今回のパブリック・コメント手続でご意見をいただきました鷺宮・上鷺宮地域への保育施設の整備については、区の考え方にもお示ししておりますが、この地域を優先して整備する重点地域に設定して、事業者の募集を行っているところでございます。

また、認可保育所の募集にあたって、これまでですと期間を限りまして、その期間にご応募いただいた事業者の中から選定する方式をとっておりましたが、日程的な課題等もございましたので、現在は事業者のほうからご提案があれば、いつでも受けられる随時選定といったような形に切りかえてございます。

開設時期につきましても、事業者とスケジュール調整をさせていただいて、必ずしも年度当初の4月ということにこだわらず、年度の途中でも開設するといった柔軟な対応を取りながら施設整備を進めていく考えでございます。

網野会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

田中委員

私たち民生委員としては、先ほどもお話がありましたが、健診を受診しなかった方々についても、もしお教えいただければ、見守りができるかと思っております。

民生委員は地域の担当が決まっておりますので、そのお母様、親御さんの住所によって、しっかりと見守りをしていくというのが私たちは大きな仕事だと思っております。

網野会長

今お話があった地域での見守りということでは、守秘義務とか個人情報保護といった課題がありますが、子どもと子育て家庭のために行うということを見ると、非常に大事なことかと思えます。倫理的事項を含めてきちんと約束事を決めておいて、必要のない動きは絶対にしないということで、進めている事例もあるかと思えます。

羽田委員

健診についてですが、健診の内容に耳鼻科、眼科、歯科と書いてありますけれども、耳や目はご家庭での検査で済んでいる内容もあります。保育園によっては、目の検査とかを実施しているところがあり、全部の職員の方がそっちに行かないと回らない状態もあるように聞いております。もし可能なら、区として、もう少し職員配置など、そういうところに力を入れられるような体制をとってほしいと思っております。

アポロ園の保育園の巡回についても、非常に頑張って回ってくれていますけれども、南部の施設ができるまでには、まだ期間があるし、どんどん対象児童がふえているということもありますので、「中野はやはりきめ細かい支援があるよね」とうわさになるぐらいの、丁寧な体制を整えていったらどうだろうと思っております。

事務局（中部すこやか福祉センター 地域ケア担当）

現在、3か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診をすこやか福祉センターで実施しております。今、委員からご紹介がありましたけれども、3歳児のときになりますと、まず、ご家庭で簡単な目と耳の検査をしていただき、健診の日に来んでもらうという方法をとっております。ただ、小児科医はトータル的に健診を実施しておりますので、視線や反応に違和感がありましたら、経過観察をしたりとか、精密健診ということで紹介状を出したりというような対応をしております。健診内容が充実できるような形で、今後も取組んでまいりたいと考えております。

網野会長

ほかにはいかがでしょうか。

和泉委員

項目4に、その他のご意見・ご要望ということで6件記載されております。1番、2番に関しては、待機児童問題を背景として早生まれの子が不利だといったようなことであったり、計画的に復帰できるように事前申し込み制度をつくってほしいといった内容で、切実なご意見なのだろうなというふうに思います。

今回の計画とは直接はかかわらないとしても、こういったご意見を踏まえて何らかの対応ができないのだろうか。不利があるのであれば解消すべきではないのかと思ってしまうのですが、こういったご意見をそのまま受け入れた場合のメリット、デメリットがそれぞれあるかと思しますので、そのあたり、事務局のお考えをお聞かせください。

事務局（保育園・幼稚園担当）

その他のご意見の1番目の早生まれのお子さんに対する対応というところでございますが、保育園というのは、生後57日以上でないとお預かりできないというところでございまして、実際、3月生まれの方は、4月入所の対象になることができません。早生まれのお子さんに、保育の優先度を定めるための指数を加算して調整をしている区もあるとは聞いておりますけれども、そこで指数をつけてしまうと、早生まれのお子さんだけが、また逆に特別扱いになってしまうというところもございます。

区としては、4月開園に限らず施設整備のほうを進めております。年度途中に開園すれば、あらゆる生まれ月のお子さんに対応できるようになりますので、そういったところで不利の解消を図ればなと思っていますところでございます。

それから、2番目の保育所の事前申し込み制度をつくってほしいというご意見ですが、けれども、現在も保育園は、この月から利用したいということで6か月間は申し込みが有効になっておりますので、そういったところでは、ある意味、事前申し込みはできているのかなというふうに思っております。

寺田副会長

今までの皆様のご意見を伺い、中野区全体のことを考えておりますと、民生委員、保育園・幼稚園、児童館など地域のネットワークを持ちながら活発にいろいろな活動をされているというところは、地域のお子様やお母様の声を大変拾いやすい環境になっているのだなという事を感じます。あのお母さんはちょっと心配だなとか、転居してきたばかりで心配だなと民生委員さんが感じられたら、やはり幼稚園や保育園のほうに情報提

供したり、お友達同士で横のつながりをつくりませんかというようなお声がけをされる
ことが大事だと思います。

この会議には、幼稚園・保育園の方、民生委員をはじめいろいろな立場の方が集まっ
てくださっているわけですので、これを機会に、本当にお互いに声をかけあっていけれ
ば良いと思います。

それからもう1点、幼稚園や保育園を利用していらっしゃる方たちに、どういう
手が差し伸べられているのか、また、その事をどこにアクセスしたら分かるのかという
点では、中野区のホームページを見ても、少し捉えにくい部分があると感じます。施設
に通っていない0～2歳のお子さんを持った親御さんたちが、様々な情報を得るために
どういうふうになれば良いのかということをもう少しご検討いただくとよろしいのかと
存じます。

情報発信も含め、どうしていいかわからないという方たちへの手の差し伸べ方を工夫
することは、とても大切なことだと感じます。

意見でございます。ありがとうございます。

網野会長

ありがとうございました。

今回の新制度は、全ての子どもと子育て家庭ということを本当に重視しております。
施設を利用していない方も含め、全ての方が恩恵を受けられるよう、皆様からいただい
たご意見を踏まえて、まずはこの子ども・子育て支援事業計画を実施に移し、しっかりと
点検をしていくことが必要かと思えます。

特に0歳児の保護者、初めて子どもを産み育てる保護者にとっては、もっともっとい
ろいろなサポートが必要な面があるかと思えます。また、ひとり親家庭、虐待、貧困な
どの視点もいろいろなところで関連して書かれていますけれども、必要な情報提供や情
報交換、それぞれのニーズに対する適切で素早い支援ということが、これからの課題と
して、考えていかなければいけないというふうに思えます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

様々な貴重なご意見ありがとうございました。本当に大事なことがたくさんあったか
と思えますので、また、今後活かしていきたいと思えます。

議題2 「子ども・子育て支援新制度における保育料等の考え方（案）」

パブリック・コメント手続きの実施結果」について

網野会長

それでは、議題の2に入りたいと思います。子ども・子育て支援新制度における保育料等の考え方（案）ですが、これにつきましてもパブリック・コメント手続きを実施したということですので、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（保育園・幼稚園担当）

〈資料2-1、2-2を説明〉

網野会長

ありがとうございました。保育料等の考え方（案）につきましては、既に検討した事項でございます。パブリック・コメントの実施結果に基づく変更は特にないということですが、いかがでしょうか。

和泉委員

この保育料等の考え方（案）のパブリック・コメントの実施結果を見てみると、ある程度、部会での議論を反映した考え方というのが、皆さんにご理解いただけたのかなと思っております。

保育料の値上がりについて、好ましく受けとめる方は少ないのかなという部分はどうしてもあり、これはもう予想されたご意見だったかなと思います。また、保育短時間認定における私立保育園の延長保育料のご意見についてですが、保育料は私立保育園で決めることとなっております。まだどなたも経験していないことなので、慎重に進めていく必要があると思います。ただ、これは会議の中でも議論があったように、保育短時間認定で延長保育が必要な方については、保育標準時間認定にしていくような措置がなされるでしょうから、そういった意味では、大きな課題になるような事項ではないのかなと考えております。

網野会長

ありがとうございます。改めておさらいできた部分もあるかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

本田委員

新制度の保育料の階層というのは、それぞれの自治体で同じではなく、それぞれ区に

よって違うということによろしいでしょうか。

事務局（保育園・幼稚園担当）

国としての基準額というものはございますが、その範囲の中で自治体によって異なるというのが基本でございます。

網野会長

ほかにいかがでしょうか。

羽田委員

国の基準額までの保育料の見直しということですが、やはり国の基準額は高いので、そこまで引き上げるのは、なかなか厳しいのではないかと思います。

保育料を上げていくということが、子育て世帯の流出の1つの原因になってしまうのではないかと危惧しています。

事務局（保育園・幼稚園担当）

保育料の1つの目安がやはり国基準なのだろうと思っております。これまでも負担の公平化ということで検討を進めてまいりましたが、保育園の保育料と幼稚園の保育料を比べますと、やはり保育園の保育料のほうがどちらかというところ負担が少ないのかなといったようなところがございます。負担の公平化といった観点で考えれば、国の基準に基づいたご負担というのは、私どもの検討の1つの大きな柱になるのかなと考えているところでございます。

保育料があがることで、区の子育て世帯が流出してしまうかどうかといったところは、私どもも想定できないところではあるのですが、子育て支援の充実などまた違う形で、子育て世帯全体に還元できるような施策を区として打ち出していければいいかなというふうに考えているところでございます。

網野会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

和泉委員

この保育料に関しては、以前の保育料適正化審議会のときからずっと関わっていることもあり、もう少し違う角度からご説明ができるかと思います。

例えば、資料2-2の参考資料としてつけ加えられている階層の徴収基準（案）という表がございまして、表の下段の方に行くとかかなり所得の高い世帯が並んでいます。標準時間認定で3歳未満の方ですと月額7万4,700円といった保育料になっておりま

すけれども、そこから上の段に行くに従って、だんだんと保育料が減っていきます。所得の高い世帯については、ご負担いただける能力があるにもかかわらず、公費を投入して、保育の総費用を賄っているという部分があります。極端な例を申し上げますと、年収数千万円ある方であっても、その方々の保育の費用には公費が投入されるという形のものになっております。

国基準というのは、必ずしも細かく階層が指定されているわけではなく、そこが上限であって、国基準にしたとしても、そこから所得に応じた細かな軽減がなされ、その部分に関しては区の負担になっているというところがありますので、このあたりは、払える方にはもう少し負担してもらってもいいのかなという個人的な見解はあります。

国基準までとしたとしても、保育料の上限に張りつく方というのは、かなり高所得の方ということになっております。

網野会長

ほかにいかがでしょうか。

安藤委員

保育園では夫婦共働きが基本だと思うのですが、この所得というのは2人分をあわせたものなのか、ちょっとご説明願えればと思います。

事務局（保育園・幼稚園担当）

これはご夫婦をあわせた所得になります。

網野会長

おそらく羽田委員と和泉委員のお話のようなことは、これからも結構大事な議論になってくるかと思います。

私はこの分野の専門ではないですけれども、国際的に比較をしてもこれほどの高所得者の保育料がわずか7万ということは、ほかの国ではあり得ないぐらいのことだと思います。そういう意味では、今いろいろ議論いただいている中で、ひょっとしたら国の基準だって低すぎるかもしれないという議論もまだ残っております。

ただし、所得的にさまざまなハンデキャップを抱えている人ほど、それはもう十分に考えなければいけないですし、公費が投入される以上、施設に通っていない子どもたちや子育て家庭にとっても、配慮しなければいけないという側面もあります。常に議論されるでしょうが、全ての子どもや子育て家庭にこの貴重な財源が行き渡るようにという考え方は、一歩進んだのかなとは思いますが。

羽田委員

公平で適正な保育料というのはもちろん大事なことだと思います。

ただ、私が申し上げたかったのは、「国の基準額まで」と文章で出してしまうことで、やはり中野は保育料をそこまで引き上げる見通しがあるのだからということで、中野に来る人が減ってしまう可能性があるのではないかということです。もちろん、低所得者の方のための保育料設定とか、いろいろな案は考えてくださると思うのですが、中野を子育てしやすいまちにしようといういろいろな頑張っている方がいらっしやる中で、何かもっと良い言い回しとかはないものだろうかということが趣旨でございます。

和泉委員

表現を工夫するという点に関して、今すぐのアイディアは持たないのですが、先ほどもご説明したように、かなり高所得の方々まで軽減した保育料でお預かりするというのは、公平性の面でもあまり適当ではないというふうに考えております。そういった意味では、例えば「公平性を重視した保育料を目指していく」などの書きぶりがよろしいのかなというふうには思います。

網野会長

一番大事な部分がやはり議論として出ておりますが、今、この案をまとめられた和泉委員からは、「公平性を重視した」というような表現がよいのではとありました。

これについて、事務局から何かございますでしょうか。

事務局（保育園・幼稚園担当）

今回、この国基準というところの見直しに関しましては、現在実施している保育料の経過措置が一段落したら検討するという事になってございます。検討にあたっては、今ご議論いただいたような内容や公平性といったところを基本に据えて進めていきたいと考えております。

網野会長

よろしいでしょうか。ほかにもございますでしょうか。

パブリック・コメント手続きを踏まえて、保育料等の考え方（案）そのものを変更するという事ではございませんが、今後の検討にあたっては、字句の表現や公平性ということ十分に踏まえて、進めていただければと思います。

議題2 「子ども・子育て支援新制度における

地域型保育事業の認可及び利用定員」について

網野会長

それでは、議題の3に入ります。「子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業の認可及び利用定員」についてですが、新制度では新たに地域型保育事業が区の認可事業として位置づけられました。その利用定員等につきましては、子ども・子育て会議で意見を聞くこととなっておりますので、事務局からご説明をお願いします。

事務局（幼児施策整備担当）

〈資料3-1、3-2を説明〉

網野会長

ありがとうございました。待機児童対策ということでは、0歳～2歳の保育に関して、いわゆる大規模な施設型集団保育だけでなく、地域型保育事業などを活用するという方向が新制度では出ているかと思えます。

子ども・子育て支援事業計画の必要な見込み量からいうと、まだ0歳児が11人分、1・2歳児が23人分必要だとなっておりますが、それでも順調に定員はふえてきていると思えます。

それでは、認可及び利用定員の設定ということでお諮りしますが、いかがでしょうか。

青佐委員

最近子育て中のお母さんや乳幼児をお持ちのお母さん方と接触する機会があるのですが、そのお母さん方は、毎日自分のお子さんを見ながら子育てをしているので問題はないと思うのですが、保育園に0歳児からお預けになってお仕事を一生懸命なさっているお母さん方は、毎日が忙しくてお子さんの顔を十分に見て暮らすことができないと思うのです。保育園にお預けになると、やはり一番お子さんを見ていてくださるのは、その保育園で働いている方々だと思うのです。

お子さんと一番接触の多い保育園の先生とお母さんが、もっとお話しできるような場をつくって、お母さん方と接触してくださると、お母さん方は非常に助かるのではないかと思いますので、どこかでそういうことができるようにしていただければと思います。

事務局（幼児施策整備担当）

お子さんと深く関わる保育施設の職員と保護者の方との関係が密になることは、子

どもにとって非常に大事なことだと認識しています。具体的な運営の中での関係づくりといったところは、各施設で工夫していただいているかと思いますが、区といたしましては、この会議でいただいたご意見等を各施設・事業者の方に積極的に伝えていきたいと考えてございます。

網野会長

ありがとうございました。子どもだけでなく保護者への支援ということも、本当に大事なことかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

安藤委員

1点、教えていただきたいのですが、以前の保育園は社会福祉法人が認可の対象になっていたと思いますが、今は株式会社が小規模保育や認可園に参入できます。施設基準は満たしていると思いますが、経営自体に課題はないのでしょうか。よろしくお願ひします。

事務局（幼児施策整備担当）

現在、株式会社がこういった保育事業に参入するということが増えてきてございます。今回お示しをした施設の中にも株式会社がございます。区のほうでこういった事業を認可していくわけでございますけれども、その認可に当たりましては、提案を受けて事業者を選定するという段階で、財務状況につきましても審査をさせていただいております。きちんとした運営能力があるか、安定した運営が見込めるかということをきちんと確認して、整備を進めているところでございます。

網野会長

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

羽田委員

資料3-1に子ども・子育て支援事業計画上の3号認定の必要数が書いてあります。現在は1次募集が終わり、2次選考している最中かと思うのですが、どのぐらいの方が希望の保育園に入れなかったのでしょうか。

事務局（保育園・幼稚園担当）

1月30日に第1回目の承諾通知を出しまして、今週末に2次選考の結果を通知させ

ていただく予定でございます。本日は手元に資料を持ってきていないので、申し訳ございませんが具体的な数値はわかりかねます。

また、東京都の認証保育所に関しましては、直接契約となっておりますので、私どもにはわからないのが現状でございます。

羽田委員

ありがとうございます。

先ほどのお話にもありましたが、株式会社の参入というところでは、やはり重要になるのは指導監督や監査だと思います。社会福祉法人も都や国の指導や監査が入りますが、例えば管轄の部長さんや課長さんが施設の中を回ってみるとか、やはり実際にどうなのかというところを本当に見ていただきたいし、そういうシステムを中野区としてやって欲しいです。地域型保育事業を区が認可するという事は、本当に区の責任でやるということなので、どういった指導をしていくのかというのは、ここでしっかりと確認していく必要があるのかなと思います。

あと、要望としましては、中野区の保育施設の職員同士が気楽に交流するとか、施設見学に行ってお互いに学ぶという機会も、ふやしていただきたいと思っております。

事務局（保育園・幼稚園担当）

日ごろの運営に関しましては、私ども区役所にいる職員が、今も指導・監督に回っております。今後、新しく認可する小規模保育に関しましても、区のほうで指導・監督や監査を行っていく仕組みになってございます。適切に運営されているかどうか、区のほうできちんと指導・監督をまいります。

羽田委員

ありがとうございました。もう1点よろしいでしょうか。

社会福祉法人も、今は決算とかをホームページで公開しなければいけないということになってはいますが、この新しく区が認可するところについてはどうなっているのでしょうか。

事務局（保育園・幼稚園担当）

小規模保育等に新しく補助金を東京都も考えているところがありまして、それに関しましては、財務状況を公表することが、その補助金をもらう要件になっていたかなと思います。新制度そのもので財務状況を公表する必要があるかどうかにつきましては、私の知識不足でお答えできませんが、恐らく一定程度、公表することになるのかなと思います。

網野会長

ほかにいかがでしょうか。

今井委員

株式会社で保育をしている立場からお話をさせていただきます。

長い間株式会社で保育園をやらせていただいていた中で、新しく参入した株式会社の経営上の問題が1件でもあつたりすると、やはり株式会社で保育園をやらせるべきではないのではないかというふうに陥りがちになるかと思います。その1回の問題で信頼を失うということでは、やはり株式会社は、まだまだぎりぎりのところでやらせていただいているのかなというように感じます。

必ずやっていただけるとは思うのですけれども、小規模保育等は行政の管轄の中で責任を持ってやっていく施設になっていくかと思いますので、今お話がありました財務監査であつたりとか、保育の質の確保であつたりとか、そういったようなところを厳しく見ていっていただけたらなと思います。

あともう一つは、認証保育所については、継続して運営していく中で、職員に対して処遇を改善していくための費用、長年働いていけばその分だけ補助金が増額していくというような仕組みにはなっていないと思います。ただ、4月からの小規模保育施設も含めて、認可として規定される園に関しましては、そういったものの対象になってくるのかなと思います。

これからやはり懸念される場所としては、認証保育所をやめて、定員を少なくしてでも小規模保育をやっていたほうが、職員さんたちにとってはいい施設になっていってしまう可能性があるというところです。中野区としても、待機児童解消のために定員を減らすということは望んでいないと思いますので、認証保育所で働く職員さんが認可施設とできるだけイコールフットになるような形での体制を整えていかなければいけないのではないのかというのが私のほうからの意見です。

網野会長

国の仕組みの中で株式会社参入が進められてから長い年月が経ちますが、今井委員のご指摘のとおり、1つでも何か起こったら「ほら」なんて言われてしまう、そういう背景がやはりまだあるかもしれません。地域型保育事業などの小さな規模の保育がちゃんと秩序を守ってやっていけるのだろうかという心配の声も出たりしていますが、株式参入も含めて、いろいろな部分での共通理解が、まだ少し欠けている部分があるようには

思います。

そういう点では、この子ども・子育て会議は、いろいろな立場の方のご意見を伺うことができるので、非常に参考になる部分があるかと思えます。

いかがでしょうか。ほかによろしいでしょうか。

それでは、中野区の小規模保育事業の認可と利用定員は、ご報告いただいた内容でご理解いただいたということで、しめさせていただきます。

さまざまな貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

議題4「その他」

網野会長

本日の議題は以上で終了となりますが、委員の皆様及び事務局の方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。いよいよ、この子ども・子育て支援事業計画がスタートする段階までになりました。改めていろいろなご協力に感謝申し上げたいと思います。

それでは、今年度の会議は本日で終了ということになりますが、次年度以降の予定について、事務局からお願いします。

事務局（子ども教育経営担当）

ただいま会長からもお話をいただきましたけれども、今回をもちまして今年度の会議は終了ということになります。委員の皆様からは、さまざまな貴重なご意見を賜りまして、本当にありがとうございました。

次年度以降の予定ということでございますけれども、緊急の案件がなければ、8月の下旬ごろを考えているところでございます。日程が決まり次第、ご連絡させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

網野会長

それでは、日程などについては、今後ご連絡いただくということで、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第11回中野区子ども・子育て会議を終了したいと思います。

ご協力ありがとうございました。